

事務連絡
令和6年1月5日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部局 御中
中核市

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和6年能登半島地震に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の
取扱いについて

今般の令和6年能登半島地震の対応につきましては、必要な介護の確保等、高齢者の支援に最大のご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般の災害について、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、介護報酬等、居宅介護支援や介護予防支援を実施するにあたり、利用者の支援を最優先に考慮しつつも、要援護者への安否確認やアセスメントの実施による適切な支援に可能な限りご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、居宅介護支援等に係る基準・報酬上の取扱い等を下記のとおりといたしますので、円滑な業務の遂行にご尽力くださいますよう管内市区町村への周知をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 要援護高齢者等の安否確認と適切な支援の実施について

被災地においては、交通・通信事情が十分に確保されていない状況下ではあるが、地域包括支援センターを中心として、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者と連携しつつ、ひとり暮らし高齢者を中心とした要援護高齢者についての安否確認及び課題の把握（必要最低限のアセスメントでも可）を行い、速やかに必要なサービス提供に繋がるよう、可能な限り配慮されたいこと。

2. 居宅介護支援及び介護予防支援の基準及び報酬の取扱いについて

(1) 運営基準等の柔軟な取扱い

居宅介護支援及び介護予防支援に係る事業の基準（介護保険法第80条、第115条の23等）については、今般の震災に係る被災状況やその広範にわたる影響に鑑

み、被災地（災害救助法の適用を受けた市区町村）及び被災地外であって避難者の受入を行っている地域（以下「被災地等」という。）の事業者が形式的に基準等を満たさないことをもって、指導等を行うことのないよう柔軟な取扱いをすること。

（２）基準

①指定事項の変更届出の取扱い

介護保険法第 82 条及び第 115 条 25 に係る指定事項の変更届出は、変更があったときから 10 日以内に都道府県知事又は市区町村長に届出の必要があるが、上記同様に柔軟な取扱いをすること。

②やむを得ずサービスを変更する場合の取扱い

被災地等において、利用者が一時避難的にやむを得ずサービスを変更する場合には、居宅サービス計画（ケアプラン）等を変更する必要が生じるが、その際の居宅サービス計画等については、一定程度状況が落ち着いた後に作成することやサービス担当者会議を電話や文書等の照会により行うこと等、柔軟な取扱いを可能とする。

③移動手段の確保が困難な場合のモニタリング等の取扱い

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号、以下「運営基準」という。）に定める居宅サービス計画等の実施状況の把握（モニタリング）について、被災地等において、道路・鉄道等の交通の寸断、ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は、電話等により本人又は家族へ確認したことを居宅介護支援経過へ記録することをもって行うことを可能とする。

また、サービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行うことも可能とする。

なお、上記は介護予防支援においても同様の取扱いとする。

（３）介護報酬

①逓減制の適用除外

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 20 号）で定める居宅介護支援費におけるいわゆる逓減制（介護支援専門員 1 人あたり担当件数が 40 件以上の場合に居宅介護支援費が減額される）について、被災地等において、介護支援専門員が、やむを得ず一時的に 40 件以上の利用者を担当することになった場合においては、居宅介護支援費の減額を行わないことを可能とする。ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合は、「40 件」を「45 件」と読み替える。

②運営基準減算及び特定事業所加算の要件

運営基準減算については、被災地等において、やむを得ず一時的に基準による運用が困難であった場合は、運営基準減算の対象とはしないことを可能とする。

また、特定事業所加算について、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合についても同様の取扱いとする。

③特定事業所集中減算

特定事業所集中減算については、特定の事業所に集中する正当な理由がある場合は適用が除外されることとなっており、やむを得ず一時的にサービスが集中する場合については集中減算の対象としないことができる。

3. 利用者が遠隔地等へ避難する場合の円滑なサービス提供について

(1) 利用者の適切な引継ぎ

利用者が遠隔地等へ避難する場合においては、被災地等の介護支援専門員と避難先の介護支援専門員とが利用者の情報を共有するなど、円滑に利用者が引き継がれるように配慮すること。

また、この場合において、必要に応じて市町村や地域包括支援センターが適切に支援すること。

(2) 介護予防支援の取扱い

利用者が遠隔地等でサービスを利用することに伴い生じる介護予防支援の指定や業務の委託については、当面は緊急的に支援を行うことを確認した上で、事務実施体制が確立された後に正式に委託契約等を締結するなど、避難元と避難先の市区町村及び地域包括支援センターが緊密に連携して対応を行うこと。

(3) サービス計画作成依頼届出書

被保険者は、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書又は介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書をあらかじめ市区町村へ届けることとなっているが、被災地等の市町村への通信手段の寸断等、事前に届出ることが困難な場合は、通信手段の回復後の届出を可能するなど、柔軟な取扱いを行うこと。

4. その他

(1) 給付管理業務について

介護サービス事業所等と連絡がつかない場合、あるいは介護サービス事業所等が「令和6年能登半島地震による 災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて」（令和6年1月4日付事務連絡）による概算請求を行うことを確認した場合は、指定居宅介護支援事業所においてサービス利用票等の実績に係る部分の作成を要しないものとする。なお、この場合「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月11日老企29 厚生省老人保健福祉局企画

課長通知)で定めるサービス利用票別表(第7表)区分支給限度管理・利用者負担計算についても作成を要しないものとする。

なお、介護予防支援においても同様の取扱いとする。

(2) 避難所に避難している要介護者等へのモニタリング等について

災害により被災した世帯の要介護高齢者等が避難所にいる場合は、自宅以外の場所(避難所や避難先の家庭、旅館等)で生活している場合でも必要な居宅サービスが受けられることに鑑み、モニタリング等に際しては避難所等を訪問するなど、避難中の要介護高齢者等に適宜配慮すること。

(3) 介護予防ケアマネジメントに関する留意点

介護予防ケアマネジメントについては、2(3)を除き、介護予防支援に準じて取り扱うこと。